

正 誤

平成29年3月2日付け長野県告示第96号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ 行(箇所)

誤

5 右側7

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

正

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

森林づくり推進課